

○国土交通省告示第 号

船舶設備規程（昭和九年遞信省令第六号）第一百四十六条の十、第一百四十六条の十の二及び第一百四十六条の三十九並びに船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条の規定に基づき、航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年 月 日

国土交通大臣 羽田雄一郎

航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示
(航海用具の基準を定める告示の一部改正)

第一条 航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一百四十六条の十」の下に「及び規程第一百四十六条の十の二」を加える。

第六条本文中「第一百四十六条の十の二」を「第一百四十六条の十の三」に改める。

第七条本文中「第一百四十六条の十の三」を「第一百四十六条の十の四」に改める。

第三十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を次のように改める。

四 踏段は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 安全上十分な大きさを有するものであること。

ロ 適当な間隔で水平に取り付けられたものであること。

ハ 銘板が取り付けられたものであること。

第三十二条第一項第四号の次に次の一号を加える。
五 サイド・ロープは、降ろした長さを識別するための印が適当な間隔で付されたものであること。

(船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正)

第二条 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号中「特定機関区域」の下に「又はロールオン・ロールオフ貨物区域」を加え、同号を第六号とし、第四号中「又は火災探知装置の動力源が故障」を「が故障し、又は火災探知装置への給電が停止」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 前号の場合において、故障から復旧し、又は給電が再開されたときには、自動的に通常の作動状態に復帰するものであること。

第三十四条第二項中第八号を第九号とし、第七号中「第五号から第八号」を「第六号から第九号

「に改め、同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第三号から第五号までをそれぞれ一号ずつ繰り下げ、第二号中「又は火災探知装置の動力源が故障」を「が故障し、又は火災探知装置への給電が停止」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 前号の場合において、故障から復旧し、又は給電が再開されたときには、自動的に通常の作動状態に復帰するものであること。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、この告示による改正後の航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(船舶設備規程第百四十六条の十の二の水域を定める告示の一部改正)

第三条 船舶設備規程第百四十六条の十の二の水域を定める告示（平成四年運輸省告示第五十一号）

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶設備規程第百四十六条の十の三の水域を定める告示
本文中「第一百四十六条の十の二」を「第一百四十六条の十の三」に改める。